

農業の担い手育成、農地有効活用 及び水田農業の推進について

令和 8 年 9 月
農林水産部農業経営課

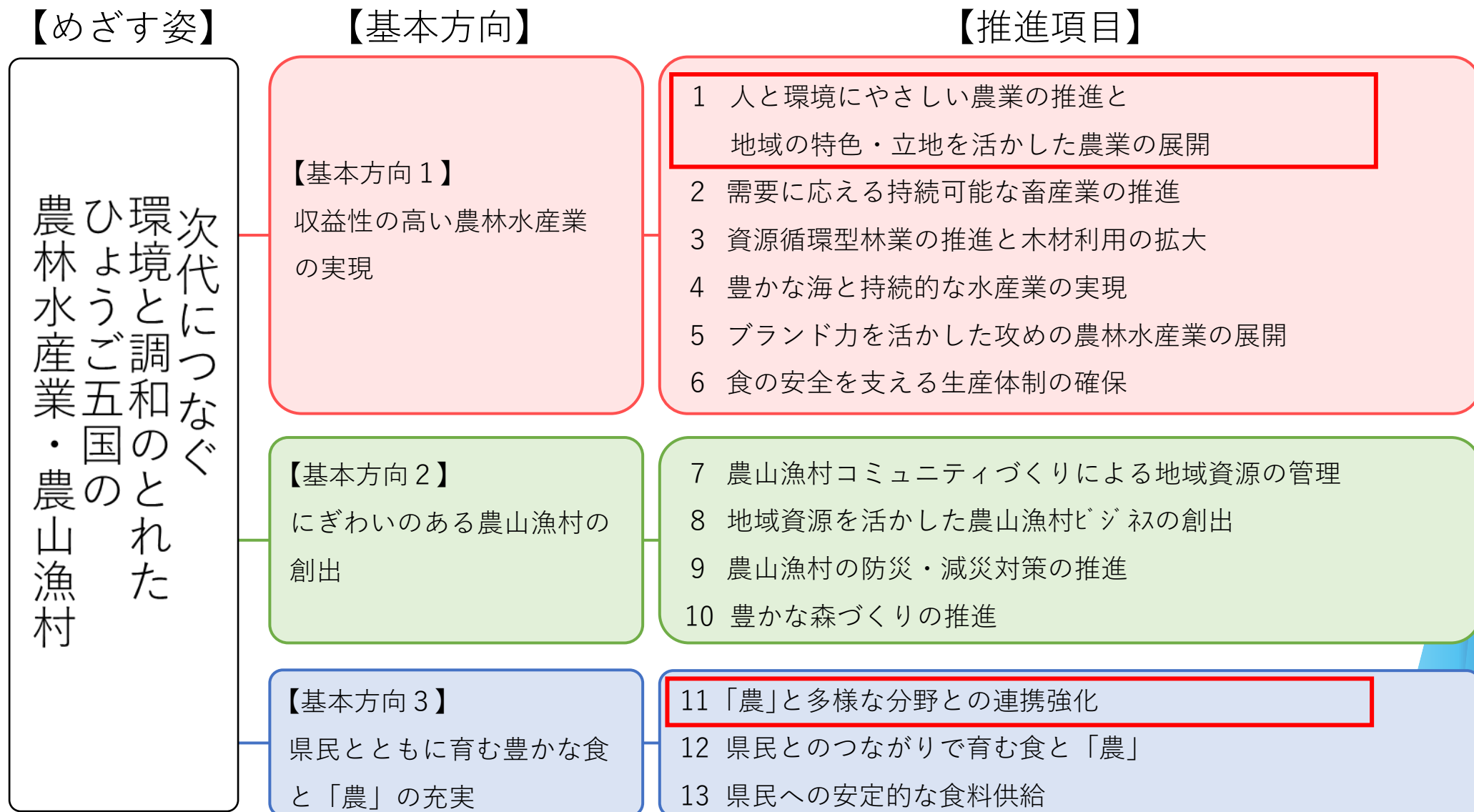
目次

<u>I 農業の担い手確保・育成</u>	4
1 農業の担い手の状況	
2 法人化の促進、法人経営の強化	
3 集落営農の組織化、経営力強化	
4 新規就農者の確保・定着支援	
5 企業の農業参入の促進・参入企業の育成	
6 農福連携の推進	
<u>II 農地の有効活用</u>	13
1 現状・課題	
2 主な取組	
<u>III 都市農地を活かした経営</u>	15
1 現状・課題	
2 主な取組	
<u>IV 水田を活用した経営の安定</u>	16
1 現状・課題	
2 主な取組	



II 農業経営課所管施策

【ひょうご農林水産ビジョン2035施策体系図】



11 : 資料に掲載している施策項目

I 農業の担い手確保・育成

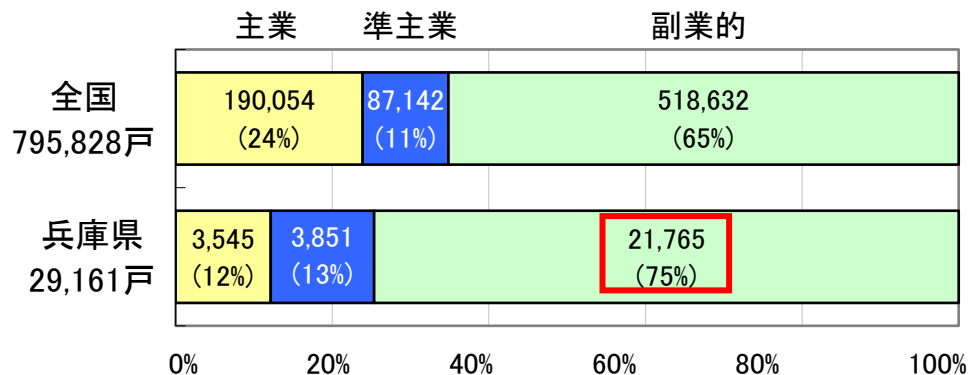
1 農業の担い手の状況

- ・ 本県は、**販売農家のうち約8割が副業的農家**で、**基幹的農業従事者※1**の平均年齢は**70.3歳**と高齡化が進行
- ・ **一農業経営体当たりの経営耕地面積は1.5haと全国平均3.6haの半分以下**で、**小規模高齡農家による経営が大半**
- ・ 持続可能な農業・農村の実現に向けて、地域農業の中心となる**法人経営体、認定農業者※2や集落営農組織等の経営強化**とともに、**次世代を担う新規就農者や農業参入企業の確保・育成**が必要

※1 基幹的農業従事者：自営農業従事を主な仕事としている農業者

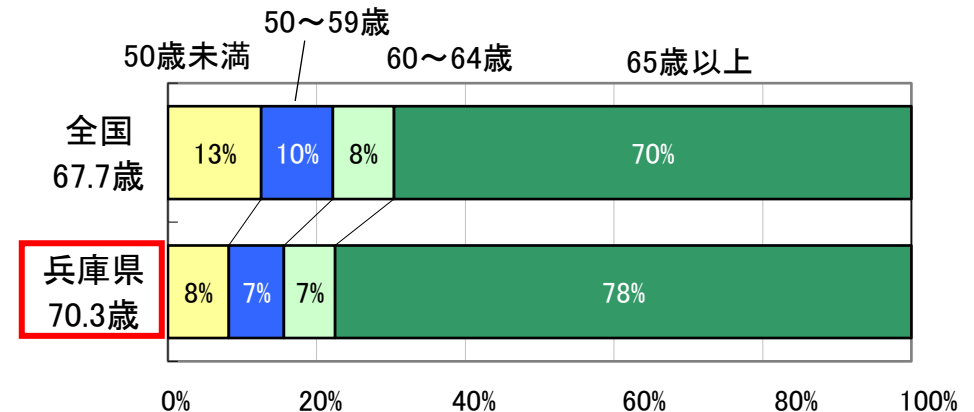
※2 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、市町が示す労働時間や所得など農業経営の目標に向けて、経営の改善を進める計画を作成し、市町等から認定を受けた農業者

【農業経営体（個人）の構成比（2025年）】



主業農家：農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
 準主業農家：農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
 副業的農家：1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)

【基幹的農業従事者の年齢構成比（2025年）】



I 農業の担い手確保・育成

2 法人化の推進、法人経営の強化等

(1) 現状・課題

- ・ **法人経営体数は**、集落営農や個人経営体の法人化、企業参入により **増加傾向**
- ・ **認定農業者数は**、高齢化による減少と新規認定や認定新規就農者※からの移行による増加の結果、**全体としては横ばい傾向**
- ・ 地域の中心的な担い手が経営管理能力・対外信用力を向上させ、持続可能な経営を確立し、廃業する農業者等から円滑な経営継承を行えるようにするといった観点から、**法人化や経営強化等の支援が重要**

※ 認定新規就農者：農業経営基盤強化促進法に基づき、市町が示す労働時間や所得など青年等が目指すべき農業経営の目標に向けて、新たに農業経営を始めるための計画を作成し、市町長から認定を受けた農業者

【法人経営体数の推移】（各年度末現在）

（単位：経営体）

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R17目標値
法人経営体数	610	652	702	734	770	753	794	1,400

（農業経営課調べ）

【認定農業者数の推移】（各年度末現在）

（単位：経営体）

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
認定農業者数	2,459	2,469	2,455	2,479	2,451	2,521	2,512

（農業経営課調べ）

I 農業の担い手確保・育成

(2) 主な取組

ア 経営相談・専門家派遣

就農支援センターにおいて、法人化、経営管理能力の向上、雇用の確保、経営継承等の農業経営体ごとの課題に応じた支援を行うとともに、必要に応じて**中小企業診断士等を派遣**
(R 7 専門家派遣：69件)

イ ひょうご農業MBA塾

- ・ 企業の経営感覚に富む地域を牽引する農業経営体を養成するため、認定農業者などを対象として、「**ひょうご農業MBA塾**」を開設 (R 8 年度受講者数：8名)
- ・ マーケティングや労務管理等の知識を習得しながら、中小企業診断士等の指導の下、**受講生は自身の経営レベルアップ計画を策定**

ウ 経営の高度化・多角化に向けた支援

- ・ 法人化、雇用拡大、経営継承等に取り組む農業経営体の**スマート農機等の農業用機械の導入、経営管理能力や販売戦略に長けた専門人材等の雇用**を支援
- ・ 農業の構造改善に取り組む担い手の大型農業機械やパイプハウス等生産性向上に必要な機械・施設の整備を支援

エ 雇用の促進

- ・ 雇用就農を促進するため、**就業規則の作成支援**のほか、従業員の能力向上に資する啓発セミナーの開催、**男女別水洗トイレ・休憩室の設置**等を支援
(R 7 事業利用者の新規雇用者数：17名)
- ・ 農業者のニーズに応じた労働力確保の実現に向け、J A グループ兵庫による大手求人サイトと連携した**農業求人サイトの開設を支援** (R 7 雇用実績：99名)



経営力強化に向けた知識・スキルの獲得を目指す「ひょうご農業MBA塾」



経営発展に必要な農業用機械（田植機）の導入（加東市）



労働環境向上のため整備された男女別水洗トイレ（加古川市）

I 農業の担い手確保・育成

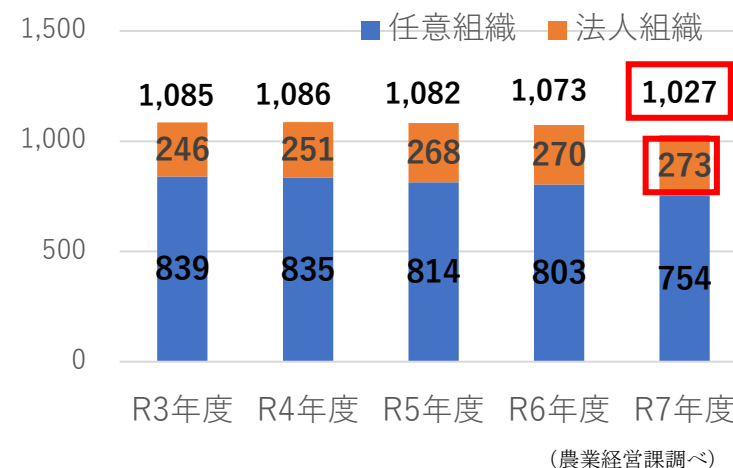
3 集落営農の組織化、経営力強化

(1) 現状・課題

- ・ **集落営農組織※化集落数は、減少傾向の中、法人化集落数は増加傾向**

※ 集落営農組織：単一又は複数の集落単位で農業生産過程の全部又は一部を共同で取り組む組織

- ・ 集落営農の **1組織あたりの平均経営面積は12haと全国34haの半分以下**であり、集落営農組織の構成員のうち組織の活動を中核的に担う者がいない集落が全体の約3割〔令和8年集落営農実態調査〕
- ・ 人口減少・高齢化が進展する中で、**集落営農組織における地域の課題解決と合わせた話合いの促進、集落リーダーやオペレーターの後継者育成、広域化等**の推進が必要



組織化・法人化集落数の推移

(2) 主な取組

ア 集落営農の組織化・法人化の支援

集落営農組織ごとに異なる課題の解決のため、**集落営農の連携・合併に向けたビジョンづくり**及びその実現に向けた**人材の確保や共同機械の導入などを支援**

イ 集落営農を対象とした研修会や相談会等の開催

集落営農の組織化、法人化、広域化に加え、**集落リーダーやオペレーターの後継者育成といった経営課題の解決支援**のため、各組織の経営発展段階に応じた研修会や相談会等を開催

ウ 兵庫県集落営農組織ネットワーク協議会の活動支援

集落営農組織の経営レベル向上を図るため、**19の地域段階の集落営農組織連絡協議会が参加する兵庫県集落営農組織ネットワーク協議会の活動を支援**



集落営農組織の後継者の確保・育成に向けた研修課（小野市）

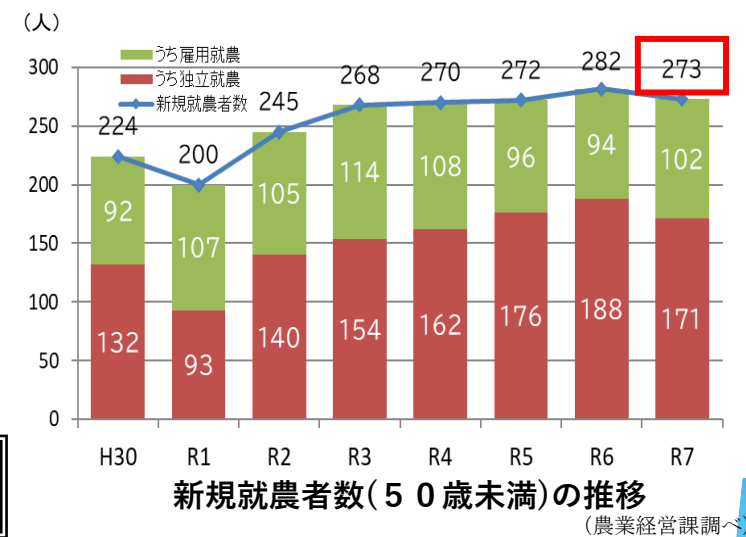
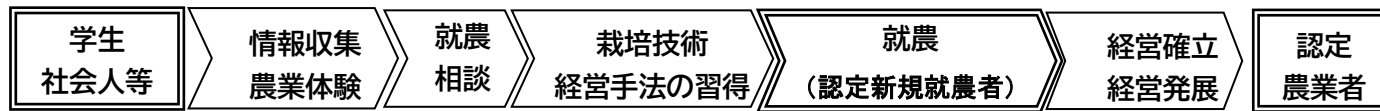
I 農業の担い手確保・育成

4 新規就農者の確保・定着支援

(1) 現状・課題

- ・ 50歳未満新規就農者数は、コロナ禍を契機に移住・就農への関心が高まり、**令和2年度以降増加傾向**
- ・ **円滑な就農、担い手としての定着のため、育成プロセス上の一貫したきめ細やかな支援**に加えて、移住部門との連携が必要

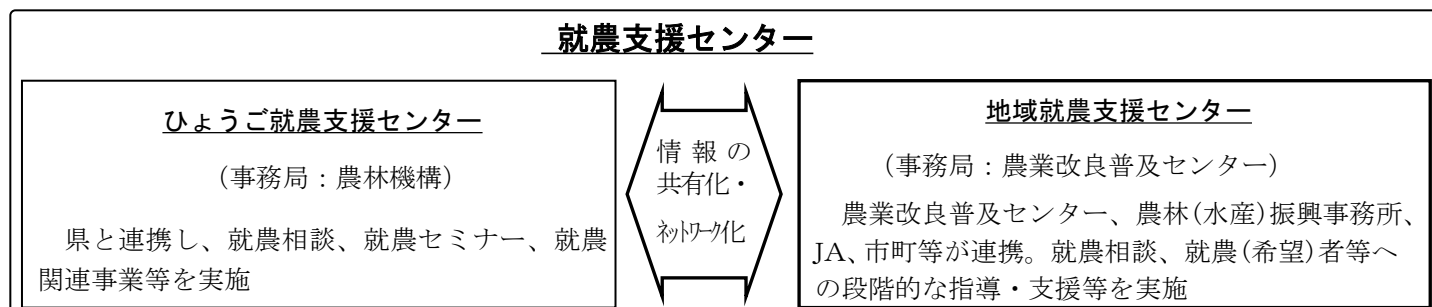
《新規就農者の育成プロセス》



(2) 主な取組

ア 就農支援センターによる情報発信

- ・ **就農希望者等の相談・支援のワンストップ窓口として「就農支援センター」を設置し、就農希望段階から就農後の経営確立までを一貫支援** (R7 就農支援センター相談件数：2,036件)
- ・ 就農希望者向けセミナー・相談会で就農に向けたステップ、心構え、農地や空き家などの各種情報提供のほか、相談者の希望や状況に応じ、研修機関等の紹介、営農計画の作成支援、各種補助・融資制度利用の助言などを実施



デザインにも工夫をこらしたひょうご就農支援センターのホームページ

I 農業の担い手確保・育成

イ 情報収集・農業体験段階の支援

(ア) 地域主導型就農・定着応援プロジェクト

- ・産地・地域が主体となって営農と暮らし両面の情報を集約した「地域就農・定着応援プラン」の作成・発信を支援
- ・20市町で44プランが作成され、令和6年度は14名がプラン作成地域で就農するなど、就農希望者と地域の円滑なマッチングに寄与

(イ) 農業体験機会の提供

農業に関心のある者に対し、農業法人や農業経営士等の受入れ側への経費支援等を通じ、**インターンシップ(15日間以内)**の機会を提供
(R7 インターンシップ研修実績：延べ108名、943日)

ウ 栽培技術・経営手法習得段階の支援

(ア) ひょうご地域の米づくり人材育成事業

新たな**稲作人材の育成・確保を図るため、働きながら稲作経営を学べる長期・実践型研修**を実施（今年度、第1期生として**18名の研修生が親方農家の下での実践研修や座学研修を受講中**）

(イ) 農業研修機会の提供

本格的な独立就農を目指す者に対し、**長期の実践的研修**を実施
県立農業大学校：新規就農者等育成研修（実践研修）
兵庫楽農生活センター：就農コース

(ウ) 就農準備資金の交付

就農準備段階の**研修による技術習得を後押しするため**、県や市の研修施設や先進農家等で研修を受ける就農希望者に対し、**資金を交付(最長2年間：最大165万円/年)**



稲作に係る草刈機のメンテナンス研修

I 農業の担い手確保・育成

エ 就農、経営の確立・発展段階への支援

(ア) 独立就農に向けた支援

a 認定新規就農者への誘導

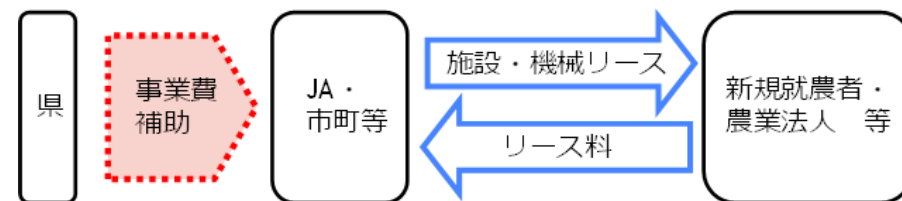
就農支援センター等において新規就農者の青年等就農計画の策定を支援

b 就農直後の経営発展支援（初期投資軽減）

就農1～2年目の独立認定新規就農者の**経営発展に必要な機械、施設、家畜の導入等を支援**

c 農業施設等の貸与支援（初期投資軽減）

J A等が園芸施設等を整備し、新規就農者・定年帰農者、規模拡大農業者等に貸与する取組を支援



《農業施設貸与事業による施設導入・事例》

非農家出身で異業種から新規就農した父親の影響を受け、自らも農業大学校で1年間研修を受けた後、加古川市で就農。

令和5年度に農業施設貸与事業を活用してパイプハウスを設置し、イチゴの施設栽培を開始。その後、令和7年度にも再度本事業を活用してハウスを増設し、経営規模の拡大を図っている。

【R7導入施設】 パイプハウス（3連棟）及び付帯設備（暖房機・いちご高設栽培設備等）



導入されたハウス（加古川市）

d 経営開始資金の交付

就農直後の経営を支援するため、独立認定新規就農者に対し資金を交付（最長3年間：165万円/年）

(イ) 雇用就農を推進する農業法人等へ支援

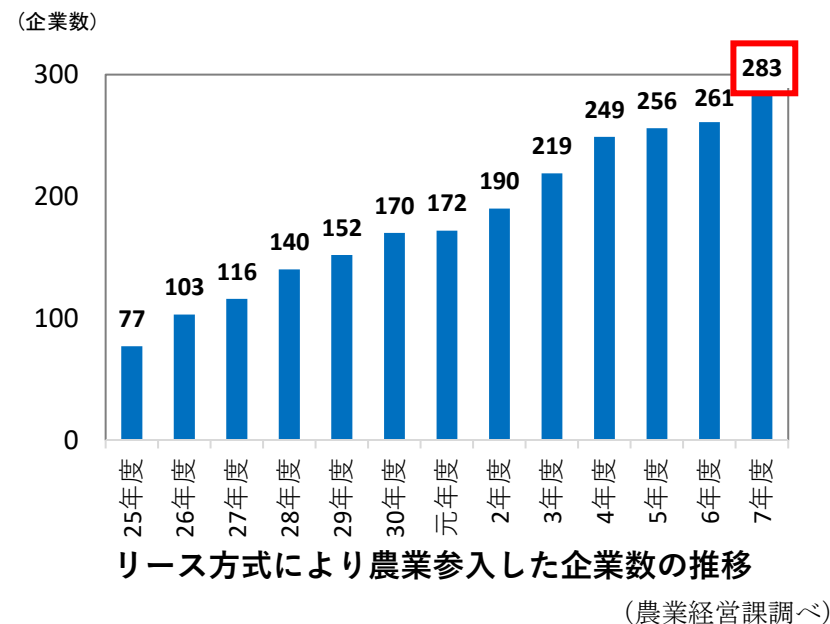
就農希望者を雇用し、独立就農に必要な技術や経営ノウハウ等を習得させる実践的研修を実施する農業法人等を支援
(R7雇用就農資金：40経営体49人)

I 農業の担い手確保・育成

5 企業の農業参入の促進・参入企業の育成

(1) 現状・課題

- ・企業が農地をリース方式で利用可能になって以降（H21年）、**企業による農業参入は年々増加しており、本県の参入企業数は全国2位**（R6.1）
- ・食品関連が最も多く、次いで福祉事業所、建設業が多い
- ・生産技術の確立の困難さ、本業不振等により一部で撤退事例もあり
- ・事業の多角化等に伴う参入のほか、原材料確保や地域貢献などの**企業の参入ニーズは多様化**
- ・**企業・地域の双方のニーズに応じた円滑な参入・参画と長期的な定着に向けた支援**が必要



(2) 主な取組

- ア **農業参入フェア等での情報提供等**
(希望品目等の聴取、候補地情報の提供)
- イ 市町と連携した企業参入セミナーの開催
(R7参加企業数：17社)
- ウ 就農支援センターにおける**企業相談専門員による参入希望段階から経営確立に至る相談対応**
(R7相談件数：61件)
- エ 新品種導入や加工品開発等の取組、雇用拡大による経営の多角化等の取組を支援



農業参入フェアにおいて参加企業へ
情報提供を行う企業専門相談員
(大阪国際会議場)



農業参入を検討する企業を対象に農地
制度等の研修を行うセミナーの開催
(神戸市)

I 農業の担い手確保・育成

6 農福連携の推進

(1) 現状・課題

- ・ **農福連携取組数は着実に増加**
- ・ **農業の働き手の確保のみならず、労働環境を改善する契機**になるなど、**農業の生産性向上にも寄与**する例が見られ、**福祉部門との一層の連携強化により、取組を拡大**していくことが必要

(2) 主な取組

ア 農業者等への普及・啓発のため、**先進的事例等を紹介するパンフレット**を作成・配布

イ 農業者の受入体制づくり、円滑なマッチングのため、**農林機構に農業者向け相談窓口を設置**し、農福連携コーディネーターが福祉サイドの農福連携推進員と連携して**農作業の委託先となる福祉事業所の紹介**や、インターンシップ等の実施を支援

(R7 インターンシップ：3件、マッチング：8件)

ウ 農福連携モデルを育成するため、農業者の知識習得や**農機具類の導入**等を支援

エ **農業と福祉の両方に関する知識**を持ち、現場での**実践手法を助言できる人材（農福連携技術支援者）を育成**する研修を実施

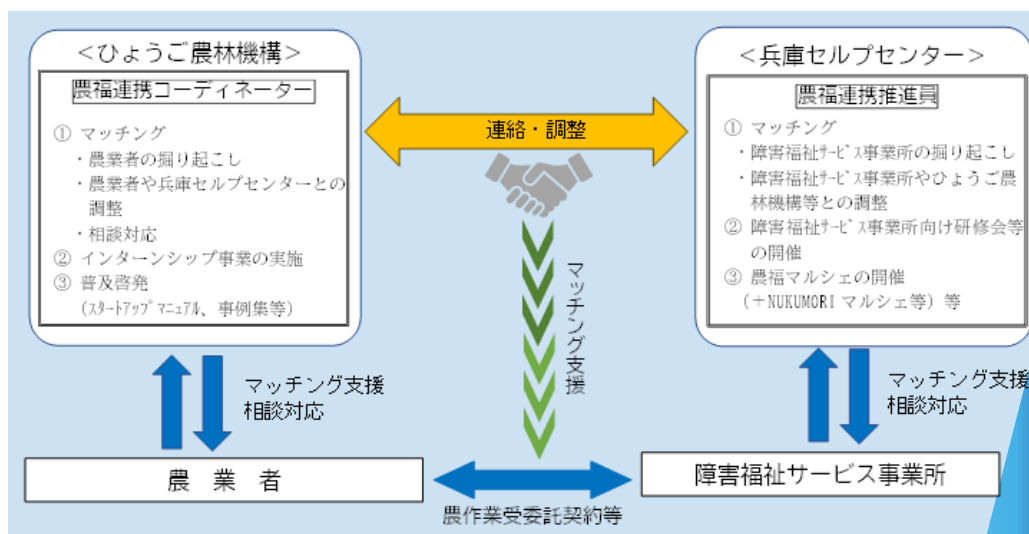
(R7 農福連携技術支援者育成研修認定者数：21名)

【農福連携取組数の推移】（各年度末累計）（単位：件）

区分	R2	R3	R4	R5	R6
農福連携取組数	151	256	300	340	376

（農業経営課・福祉部ユニバーサル推進課調べ）

【農福連携推進体制】



収穫物運搬の負担を軽減する
動力運搬車導入支援



農福連携技術支援者育成研修
(視覚障害者への支援実践)

II 農地の有効活用

13

1 現状・課題

(1) 地域計画※の策定

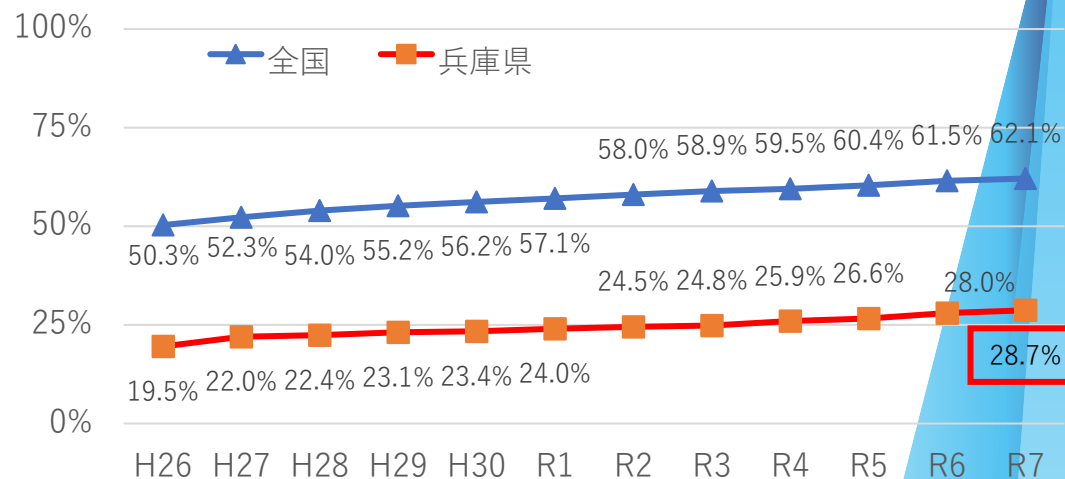
- ・本県では、令和8年3月末時点で、**全国最多の2,054計画**(37市町、2,748集落)が策定
- ・**農用地等面積が20ha未満が半数以上、9割以上が1集落単位と小規模な計画が多く、また、現況と目標地図に差がない・耕作者が位置付けられていない計画も見られる**
- ・本県における持続可能な農業の実現のためには、地域計画を土台として地域や市町が抱える課題に対応していくことが重要である。このため県は、**地域計画が実効性のあるものとなるよう、情報提供、助言、人材支援等を総合的に行うことが必要**

※ 地域計画

改正農業経営基盤強化促進法（R5.4.1施行）第19条に基づき、農業者等の協議結果を踏まえ、**市町が策定する「地域農業の将来のあり方」や「将来の農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（目標地図）」などを明確化した計画**

(2) 担い手への農地の集積

- ・担い手と農地所有者の間の条件面（立地条件やほ場の規模等）のミスマッチなどによって、**担い手への農地の集積状況は、耕地面積の28.7%**（令和7年度末）と、全国に比べて低調
- ・地域計画を踏まえ、農地中間管理事業（農地バンク）の活用による**担い手への農地集積・集約化を進めることが必要**



耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア

（出典：担い手の農地利用集積状況調査）

II 農地の有効活用

14

2 主な取組

(1) 地域計画の実現に向けた取組の推進

- ア 県が中心となって各種施策を一体的に推進する「**地域農業サポートセンター**」体制を構築し、地域計画などを土台に地域・市町が描いた将来の**地域農業・農村の実現に向けた取組に対して、伴走支援**を実施
- イ 地域農業サポートセンターにおいて、地域計画策定地域の状況把握を行うとともに、ほ場整備に併せて担い手への農地の集約化や、スマート農業などにより農作業の効率化を図るなど重点的に支援する地域を「**連携推進地域**」とし、その取組事例を横展開
- ウ **地域での話合いや合意形成を支援する「ひょうご地域計画推進アドバイザー制度※」**の活用を促進
- エ 市町等が抱える課題や解決に向けたアイデア、優良事例等の共有を図るため、市町・県、関係団体職員向け研修会「**地域計画交流カフェ**」を開催（R7参加者数：49名）



地域計画交流カフェにおける意見交換

(2) 農地中間管理事業の推進

- ア 農地の集積・集約化を推進するため、**県は（公社）ひょうご農林機構を農地中間管理機構**（以下、「**農地バンク**」という。）に指定し、市町・農業委員会等と連携しながら、農地所有者からの農地の借受けと担い手への農地の貸付けを実施
- イ 地域計画の策定・見直しの推進や令和7年度から農地貸借の手法が実質、農地中間管理事業に一本化されたことを踏まえ、**県関係機関・農地バンク・農業団体等と連携し、地域計画策定協議の場への参画等**により地域計画の実現に向けた**担い手への農地の集積・集約化を推進**



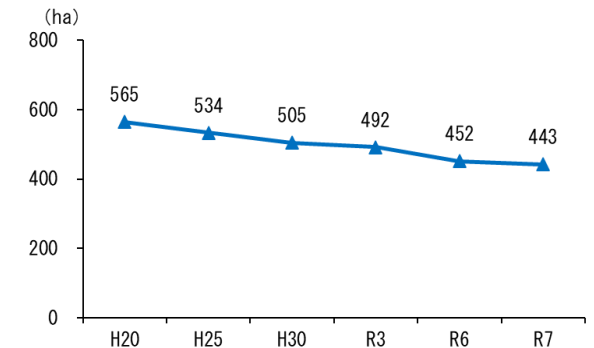
【農地中間管理事業による新規転貸等面積の推移】

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	累計
面積(ha)	408	2,235	316	449	482	568	782	853	816	574	902	3,404	11,789
転貸件数(件)	51	529	266	331	457	497	905	1,070	1,127	1,035	1,243	4,334	11,845

III 都市農地を活かした経営

1 現状・課題

- ・生産緑地面積は、農業者の高齢化や後継者不足の理由によって年々減少
- ・都市農地には、**新鮮な農産物供給**だけでなく、**防災機能**、**福祉的活用**、**学習機会の充実**、**良好な景観形成の促進**など多様な機能が存在
- ・都市農業は、**周辺環境との調和が重要**であるため、市町が主体となって地域住民による農業や**都市農地の多様な機能への理解を促進**することが重要



生産緑地面積の推移（都市計画課調べ）

2 主な取組

（1）市町計画策定や制度活用の働きかけ

- ア 都市農業振興基本法に基づき、県では社会情勢の変化を踏まえ、「**兵庫県都市農業振興基本計画（第2期）**」を策定（策定R 8.3、計画期間R 8～R17））
- イ 都市農地を有する市町に対し、生産緑地制度の活用を推進するほか、関係機関と連携し、**特定生産緑地制度**や**都市農地貸借法**、**防災協力農地制度**についての**情報提供等を行い、活用に向けた働きかけ**を実施

（2）普及啓発

市町等を対象とした研修会で都市農地貸借法を活用した**県内外の優良事例の紹介**や**ひょうご都市農業支援センター（伊丹市）**を拠点とした都市農業に関する**情報の発信**、都市住民を対象とした学習講座の開催により、**都市農業への理解を醸成**



トマトの直売による都市住民との交流（尼崎市）



ひょうご都市農業支援センターにおける都市農業のPR（伊丹市）

IV 水田を活用した経営の安定

1 現状・課題

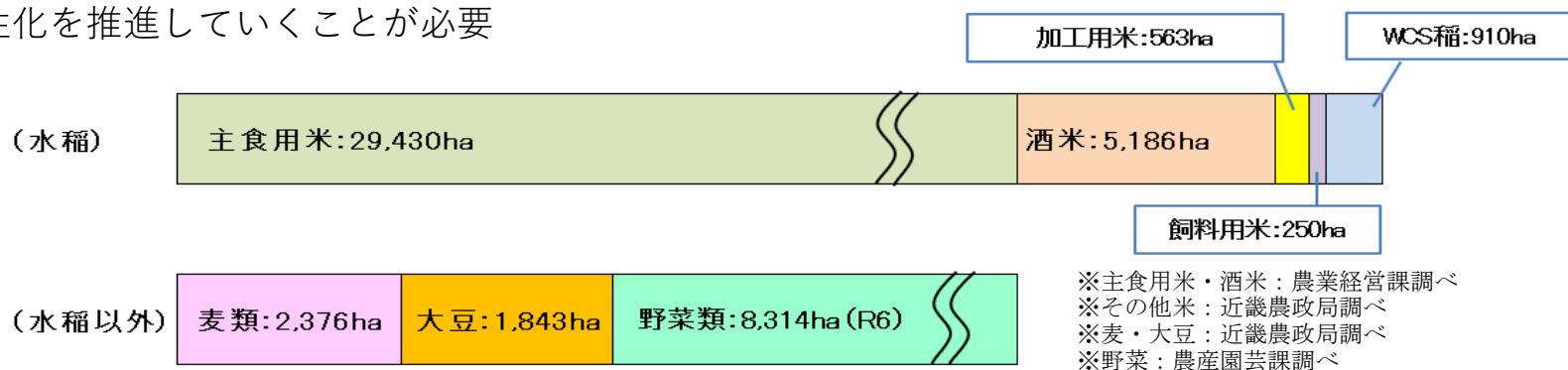
- 本県は、**耕地面積の9割以上が水田（64,500ha）**で、そのうち**主食用米・酒造好適米の作付けが34,616haを占める**

〔令和7年耕地及び作付面積統計〕

- 主食用米以外には、県内製粉事業者や酒造業者等と連携した**麦・大豆、加工用米**、畜産農家と連携した**飼料用米やWCS※用稲**のほか、都市近郊の立地を活かした**施設園芸野菜、露地野菜等**を作付け

※ WCS：ホールクロップサイレージ。子実を目的に作られた作物を茎葉と子実と一緒に収穫してサイロなどで発酵させた飼料

- 米の消費量が全国的に年々減少する中、**産地や生産者が自らの経営・販売戦略に基づき、消費者や実需者の需要に応じた生産・販売**をすることが重要
- このため、国施策等を最大限活用し、**地域による水田のフル活用と収益力の強化の取組**を進め、生産者の経営安定と水田農業の活性化を推進していくことが必要



2 主な取組

(1) 需要に応じた生産の推進

ア 需要動向等の調査・分析、情報提供

- 生産者の自主的な作付け判断を支援するため、県と農業関係団体等で構成する**兵庫県農業活性化協議会が県産米の需要動向等を調査・分析のうえ、生産者等へ情報提供**
- 産地・生産者が長期的な視点から水田の活用を検討する際の参考となるよう、**生産者や地域協議会、県産農産物を取り扱う実需者との情報交換会**を開催

IV 水田を活用した経営の安定

- イ 生産目安の算定・提供
- 全国的な米の需給見通しや県産米の需要動向等を踏まえ、**生産者の主食用米の作付の参考材料として、「生産目安」を算定・提供**
 - 令和8年産の酒米を除いた**主食用米の生産目安**は、国が示した現状維持の方向性や県内生産状況、各地域や県内集荷業者の意向を踏まえ、**150,000トンと算定**

【生産目安】

区分	令和8年産	<参考>	令和7年産
		目安	実績
主食用米※ (面積換算値)	150,000トン (30,242ha)	150,000トン (29,940ha)	147,653トン (29,430ha)

※ 酒造好適米は、契約栽培主体のため生産目安の対象数量からは除かれている
(農業経営課調べ)

- ウ 契約栽培等出荷相談先リストの作成・提供

実需者等との事前契約等に基づく安定的な生産を推進するため、**業務用米や加工用米等を取り扱う業者から聞き取った契約栽培の意向をとりまとめた契約栽培等出荷相談先リストを作成し、情報提供を実施**

(2) 主食用米以外の作物の生産推進及び国の施策の活用

- ア **米粉用米、加工用米**

食品事業者や酒蔵など実需者との連携を進め、需要を確保するとともに、加工用米等の作付支援（県産地交付金）によって、**作付面積を維持**

- イ **飼料用米、WCS用稲**

県内畜産農家の需要に応じた生産は、堆肥の有効活用と合わせて地域内の経済循環につながるため、飼料用米の作付支援(県産地交付金)や、出荷相談先リストの提供等を通じ、**生産を拡大**

- ウ **麦、大豆**

県内食品事業者等の需要があることから、排水対策や水・肥培管理等の基本技術の励行によって、**品質向上及び生産量の確保**を図るとともに、麦・大豆等の作付支援（戦略作物助成）により**作付面積を拡大**

- エ 収益性の高い特色ある**野菜等園芸作物**

施設野菜栽培における環境制御技術や露地野菜栽培における機械化一貫体系の普及、野菜の作付支援（県産地交付金）によって、**産地化を推進**

- オ **経営所得安定対策**

認定農業者、集落営農などを対象とする、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）及び収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）を活用し、**担い手農家の経営安定を支援**

IV 水田を活用した経営の安定

(3) 経営所得安定対策等国の施策の活用

ア 水田活用の直接支払交付金の活用

(ア) 戦略作物（麦・大豆等）等への支援

主食用米以外の戦略作物等の生産拡大を、**全国統一単価の交付金（戦略作物助成等）**により支援

(イ) 産地交付金

県及び地域で策定する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、**各地域が主体的に用途・単価を設定する「産地交付金」戦略的に活用**し、地域の特色ある産地づくりを支援

(ウ) 国庫事業を活用した生産面積拡大支援

需要のある麦や大豆、飼料用米、輸出米、米粉用米、野菜等の面積拡大に向け、国庫事業を積極的に活用

イ 経営所得安定対策

認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象とする以下の施策の活用も、引き続き推進

(ア) 畑作物の直接支払交付金（**ゲタ対策** ※1）

対象畑作物（**麦・大豆(白)・そば・なたね**）の生産について、**標準的な生産費と販売価格の差額分等の交付**により支援

※1 諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦・大豆(白)・そば・なたね）の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度

(イ) 収入減少影響緩和対策（**ナラシ対策** ※2）

米・麦・大豆等の当年産販売収入の合計が標準的収入を下回った場合、差額の9割を、国交付金と農業者の積立金で補填

※2 米価等が下落した際に収入を補てんする制度